

○大洗町保育料徴収金規則

(昭和50年4月1日規則第7号)

改正	昭和51年4月1日規則第5号	昭和52年4月1日規則第5号	昭和53年4月1日規則第1号
	昭和54年7月26日規則第7号	昭和55年4月1日規則第2号	昭和56年4月1日規則第5号
	昭和59年6月1日規則第11号	昭和60年6月21日規則第9号	昭和61年6月1日規則第2号
	昭和61年11月1日規則第3号	昭和62年6月26日規則第8号	昭和63年6月29日規則第5号
	平成元年7月13日規則第6号	平成2年7月2日規則第4号	平成3年7月1日規則第1号
	平成5年3月31日規則第2号	平成6年7月1日規則第14号	平成7年8月31日規則第11号
	平成8年9月30日規則第15号	平成9年12月22日規則第16号	平成10年10月1日規則第9号
	平成11年9月30日規則第14号	平成12年9月28日規則第23号	平成13年6月28日規則第11号
	平成14年3月25日規則第2号	平成14年9月25日規則第8号	平成17年3月23日規則第6号
	平成19年3月13日規則第9号	平成20年10月14日規則第13号	平成22年1月29日規則第2号
	平成28年3月31日規則第10号	平成27年9月25日規則第18号	

(趣旨)

第1条 この規則は、大洗町保育所設置条例(昭和50年大洗町条例第20号)第6条の規定による保育料(民間施設を含む。以下同じ。)について定めるものとする。

(保育料の基準)

第2条 保育料の基準額表は、別表第1のとおりとする。

(保育料の減免)

第3条 保護者負担分の軽減を図るため、保育料を減免し、その保育料の額は、別表第2のとおりとする。ただし、1世帯から2人以上の児童が入所している場合は、2人目の児童に適用される保育料は、別表第2()内の額とし、3人目以上は、免除するものとする。

第4条 C階層の母子世帯、父母に代わって児童を養育している世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯については、B階層に減免するものとし、D1以上の階層については、認定した階層より、1階層減免するものとする。

2 貧困、長期療養者、事故、退職、失業、心身障害者、災害等で当該年度の収入が著しく減少し、生活困窮と認められる場合は、保育料減免申請書(別記様式)により減免措置を講ずることができる。

3 保護者以外の者の所得(固定資産税含む。)のため保育料が著しく高額となり、事実上不均衡を生じる場合は、保育料減免申請書(別記様式)により減免措置を講ずることができる。

(運営委託料)

第5条 民間保育園に対する入所児童委託費は、国の運営費基準単価を支払うものとする。

(協議)

第6条 厚生労働省保育料徴収基準の改訂があった場合は、その都度主管課はまちづくり推進課と協議するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(昭和53年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年度保育料の徴収金から適用する。

附 則(昭和54年7月26日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(昭和59年6月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(昭和60年6月21日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(昭和61年6月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(昭和61年11月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年6月26日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(昭和63年6月29日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成元年7月13日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成2年7月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成3年7月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成5年3月31日規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成7年8月31日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成8年9月30日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成9年12月22日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成10年10月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成11年9月30日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大洗町保育料徴収金規則は、平成11年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成12年9月28日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大洗町保育料徴収金規則は、平成12年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成13年6月28日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成14年3月25日規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成14年9月25日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月23日規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月14日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年度分の保育料の徴収から適用する。

附 則(平成22年1月29日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大洗町保育料徴収金規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月31日規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月25日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層		40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)	
第7階層	413,000円以上	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)	

別表第2(第3条関係)

大洗町決定保育料表 ()内は、半額分

世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯	0円		0円	
B	A・Dを除き前年度分の町民税が次に該当する世帯	前年度分の町民税非課税世帯	9,000円 (4,500円)	6,000円 (3,000円)	
C		前年度分の町民税課税世帯	19,000円 (9,500円)	16,000円 (8,000円)	
D1	Aを除き前年分の所得税課税世帯	前年分所得税 40,000円未満	28,000円 (14,000円)	25,500円 (12,750円)	
D2		40,000円以上 65,000円未満	35,000円 (17,500円)	28,500円 (14,250円)	27,000円 (13,500円)
D3		65,000円以上 103,000円未満	44,000円 (22,000円)	30,000円 (15,000円)	28,000円 (14,000円)
D4		103,000円以上 413,000円未満	48,000円 (24,000円)	31,000円 (15,500円)	28,500円 (14,250円)
D5		413,000円以上	51,000円 (25,500円)	32,000円 (16,000円)	29,000円 (14,500円)

別記様式(第4条関係)
保育料減免申請書
[別紙参照]